

保険番号マス9 (埼玉県11)

番号	設定項目名	川崎市									さいたま市					新座市					朝霞市・和光市・志木市					戸田市					
		老人			乳幼児			重度心身障害者			ひとり親			難病			老人			子ども		重度障害		ひとり親			子ども		障害	ひとり親	
1	保険番号	141	399	143	243	299	142	242	199	499	151	180	280	743	442	542	353	352	354	343	342	344	481	482	383	483	583	443	262	263	
2	法別番号	41	41	43	43	43	42	42	42	499	88	80	80	81	82	82	81	82	83	43	42	44	81	82	83	83	83	81	82	83	
3	短縮制度名	老人1割	老人償還	乳児市国	乳児社組	乳児償還	障害市国	障害社組	障害償還	親償還	県難病	老人市国	老人社組	川こども	川越障	川越障高	子育て支援	心身障害者	ひとり親	4市乳児	4市障害	4市マル親	子ども	重度心身	ひとり親	ひとり親	ひとり親	戸田こども	戸田障	戸田親	
4	保険公費種別区分	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
5	法別番号チェック区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
7	受給者検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
8	公費主保区分	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
9	年齢(開始～終了)	68-69	68-69	0-15	0-15	0-15	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	68-69	68-69	0-15	0-999	65-999	0-15	0-999	0-999	0-15	0-69	0-999	0-18	0-69	0-999	0-999	0-999	0-15	0-999	0-999	
10	点数単価	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
11	レセプト負担金額	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
12	レセプト請求(印刷)	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	2	3	0	0	0	0	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
13	レセプト記載	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	1	0	
※	所得情報																					本人	低所得				本人	低所得			
14	外来負担区分	1	3	2	3	3	2	3	3	3	3	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	
15	1回負担割合	10	100	0	100	100	0	100	100	100	100	20	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20	1月院内上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21000	21000	18000	0	0	0	0	21000	21000	1000	21000	21000	21000	1000	21000	0	0	0	
21	1月院外上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21000	21000	18000	0	0	0	0	21000	21000	1000	21000	21000	21000	1000	21000	0	0	0	
22	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23	薬剤負担	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
24	入院負担区分	1	3	1	3	3	1	3	3	3	3	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	
25	1回負担割合	10	100	0	100	100	0	100	100	100	100	20	10	10	0	0	0	0	0	100	100	100	100	100	100	100	100	0	0	0	
26	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
28	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
29	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30	1月上限額	40200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21000	21000	18000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
31	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
32	1日食事助成額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
33	食事療養費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

※令和4年10月より後期高齢者2割の配置措置の対応が必要となります。各保険番号(442,542,352,354,583,262,263,182,183,382,582,782,282,682,683,783,272,273,372,373,472,642,742,473,573,382,462,672,563,772,252,663,452,673,773,552,363,652,463,752)に対してシステム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「レセ(2)」タブ「保険種一部負担金記載(後期2割)」の左側を「1」で設定してください。
※短縮制度名はレセプト摘要欄、請求書兼領収書等へ記載されます。状況に応じて任意の名称へ変更していただいて構いません。

- (注) 老人医療費 【老人1割】：本人負担1割の患者に適用。川崎市をサンプルに市の医療費請求書に印刷出力します。
なお川崎市では当該公費併用患者分の請求は全て医療費請求書で行うため、国保請求書には集計していませんのでご注意ください。※請求書請求を適用している市は「レセプト請求(印刷)」の設定を「0 → 3」に変更登録願います。
【老人償還】：窓口では自己負担有りの市町村もしくは運用医療機関に適用。標準の「償還払一覧表」に印刷出力します。
川崎市以外の医療機関でご使用いただく事を考慮し、本保険番号併用患者分の請求は国保請求書に集計しております。
- 乳幼児医療費 【乳児市国】：市町村国保患者に適用。窓口負担なし。適応年齢は市町村によって異なるようす。請求書は川崎市をサンプルに指定請求書に印刷出力します。
【乳児社組】：社保、組合国保患者に適用。窓口では自己負担有り。適用年齢は市町村によって異なるようす。通常通り負担金を徴収下さい。支給申請書は川崎市の指定用紙にサンプル印刷
【乳児償還】：窓口では自己負担有りの市町村もしくは運用医療機関に適用。適用年齢は市町村によって異なるようす。標準の「償還払一覧表」に出力します
★ その他の市町村で独自請求にて自動印刷を必要とされる場合には、ユーザにて請求書カスタマイズPGをお願いしております。なおその他市町村では【乳児償還】を使用下さい。受給者一覧表(標準の償還払一覧表)を印刷します。参考にして指定請求書に手書き願います。
- 重度心身障害者医療費 【障害市国】：市町村国保患者に適用。窓口負担なし。請求書は川崎市をサンプルに指定請求書に印刷出力します。
【障害社組】：社保、組合国保患者に適用。窓口では自己負担有り。通常通り負担金を徴収下さい。
★ その他の市町村で独自請求にて自動印刷を必要とされる場合には、ユーザにて請求書カスタマイズPGをお願いしております。なお、川崎市を含む市町村では【障害償還】を使用下さい。受給者一覧表(標準の償還払一覧表)を印刷します。この結果を参考に各市町村指定の支給申請書または請求書に手書きをお願いします。
- ひとり親医療費 【ひとり親償還】：窓口では自己負担有りの市町村もしくは運用医療機関に適用。標準の「償還払一覧表」に印刷出力します。
- 難病医療費 【県難病】：54難病の埼玉県独自の拡大給付です。レセプト請求です。患者登録→所得者情報タブ画面で負担上限額を登録して下さい。 ※平成27年1月制度開始、平成29年10月より法別番号変更
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-負担金計算(1)タブの「患者登録-所得者情報-月上限額入力」の左側を「2」で設定して下さい。
- ★ 新座市 (平成18年1月) ※平成20年4月より志木市、平成22年4月より朝霞市、和光市、平成24年4月より新座市の子どもひとり親、平成24年10月より新座市の障害が社保・国保ともにレセプト請求となるので保険番号481等を使用してください。
請求用「医療費明細書」はユーザにてカスタマイズをお願いします。(但し、新座市で使用の明細書をサンプルに提供いたします)
窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体側で提供します。上限額を越えた時点から累積額を請求発生します。なお、負担が発生した場合、同月に受診があれば再計算および請求書領収書の再発行を行ない、必要に応じて入金処理も行って下さい。
【本人(一般課税所得者)】：医療機関での金額管理が必要です。「低所得」・乳幼児、重度心身障害者同様です。
- ★ 新座市(子ども、ひとり親) 平成24年4月、障害、平成24年10月、朝霞市・和光市(平成22年1月)、志木市(平成20年4月)
助成内容は新座市等と同様。請求方法は社保国保ともにレセプト請求。(21,000円以上で償還払いとなる場合はレセプト請求ではない) ※平成22年1月より朝霞市・和光市もこちらを使用して下さい。朝霞市・和光市はひとり親の自己負担廃止。
窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体側で提供します。上限額を越えたら全額償還払いになります。現在は保険番号181と同制度です。上限額を越えたら全額償還払いになります。 ※平成30年8月より川越障高の上限額の変更。現在、川越障高は東松山市(市国保・社保 70歳以上)の場合にご使用ください。
- ひとり親 志木市(保険番号483)・・・本人(一般課税所得者)・・・外来は月1000円の患者負担で一部負担金の月合計が21000円を超えた場合は全額償還払いです。入院は金額関係なく償還払い。「低所得」・乳幼児、重度心身障害者同様です。
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金請求(外来)」の左側を「3」で設定が必要です。低所得については本体対応があり月上限額の設定があっても患者負担なし(月上限額0円)となります。
志木市(保険番号583)・・・自己負担なし
※奉手ひとり親(平成23年7月より現物給付、レセプト請求)、杉戸ひとり親(平成23年10月より現物給付、レセプト請求)、春日部ひとり親(令和1年5月)も保険番号583と同制度のようです。
- ★ さいたま市 (平成17年8月) ★ 食事療養費標準負担額の1/2が支給の対象となります(環境療養費の自己負担がある場合は対象外)。対象保険一全ての主保険(社保、国保、国保) 請求書についてはユーザカスタマイズでお願いします。 ※平成21年4月より制度変更・社保国保ともにレセプト請求
子育て支援 窓口負担無し。小学校就学までの乳幼児対象。請求方法：乳幼児医療費請求明細書、乳幼児医療費請求明細書送付表 ※平成20年4月に「乳幼児」から「子育て」名称変更、平成21年10月より対象年齢が中学卒業まで拡大。現在は保険番号581と同制度です。請求書581をご使用ください。
ひとり親 窓口負担無し。請求方法：ひとり親医療費請求明細書、ひとり親医療費請求明細書送付表
心身障害者 窓口負担無し。請求方法：心身障害者医療費請求明細書、心身障害者医療費請求明細書送付表。現在は保険番号282と同制度です。請求書282をご使用ください。
- ★ 川崎市 (平成17年9月) 川崎市老人は平成16年1月から制度が変わり、主保険が市町村国保の受給者については、レセプト請求となりました。子ども、障害は平成24年10月より、レセプト請求へ変更となります。
【老人市国】は市町村国保に、【老人社組】は組合国保または社保に適用します。そのため、川崎市用の設定(180;市町村国保、280;組合国保・社保)を追加します。上記180の市町村国保分の公費助成金は国保請求書に集計し、且つ総括表にも独立(41老人医療の下段)で集計します。
窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体側で提供します。上限額を越えたら全額償還払いになります。現在は保険番号181と同制度です。請求書181をご使用ください。
窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体側で提供します。上限額を越えたら全額償還払いになります。 ※平成30年8月より川越障高の上限額の変更。現在、川越障高は東松山市(市国保・社保 70歳以上)の場合にご使用ください。
- ★ 戸田市 子ども 障害 ひとり親 窓口負担無し。食事療養費患者負担無し。小学校就学までは請求書での請求(戸田市子ども医療費請求書)。 ※平成18年4月から制度が変わり、現物給付となりました(就学前)。平成25年1月より中学校就学まで現物給付でレセプト請求へ変更。狭山市(市内医療機関)、蕨市、戸田市、入間市は同制度です。
窓口負担無し。食事療養費患者負担無し。レセプト請求。 ※平成22年9月より現物給付、レセプト請求となりました。美里町(国保社保 19歳以上)、神川町(国保社保 19歳以上)、上里町(国保社保 19歳以上)も同制度です。
窓口負担無し。食事療養費患者負担無し。請求方法：ひとり親家庭等医療費請求書(カスタマイズをお願いします) ※平成22年9月より現物給付となりました。平成26年1月よりレセプト請求へ変更。

保険番号マスター (埼玉県11)

番号	設定項目名	制度名	富士見市・ふじみ野市・三芳町						松伏町					滑川町	秩父市	飯能市	入間市	日高市		羽生市		
			子ども	障害		ひとり親		障害					障害	障害	子ども	障害	障害	ひとり親	ひとり親			
1	保険番号		471	472	572	642	742	473	573	362	462	562	662	762	672	772	671	252	452	673	773	
2	法別番号		81	82	82	82	82	83	83	82	82	82	82	82	82	82	81	82	82	83	83	
3	短縮制度名		子ども	障害	障害限度	富士障70	富士障75	親負有	親負無	松障無	松障有	松障土建本	松障土建家	松障建設	滑川障害	秩父障害	飯能市	入間障害	日高障害	日高親	羽生親	
4	保険公費種別区分		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
5	法別番号チェック区分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
7	受給者検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
8	公費主保区分		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
9	年齢(開始～終了)		0-15	0-999	0-999	0-69	65-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-18	0-999	0-999	0-999	0-999	
10	点数単価		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
11	レセプト負担金額		1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
12	レセプト請求(印刷)		0	0	3	0	0	0	0	0	3	3	3	3	0	0	0	3	0	0	0	
13	レセプト記載		1	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	1	1	1	1	0	1	0	
※	所得情報				本人	低所得													本人	低所得	本人	低所得
14	外来負担区分		2	2	2	2	1	1	1	2	2	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	
15	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	
16	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20	1院内上限額		0	0	0	21000	8000	1000	0	21000	10010	21000	21000	21000	21000	0	21000	0	1000	21000	1000	21000
21	1月院外上限額		0	0	0	21000	8000	1000	0	21000	10010	21000	21000	21000	21000	0	21000	0	1000	21000	1000	21000
22	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23	薬剤負担		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
24	入院負担区分		2	2	2	2	1	1	1	2	2	1	3	3	1	1	2	1	2	1	1	
25	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	100	0	0	0	0	0	100	0	0	
26	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
28	1日上限額		0	0	0	0	0	1200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1200	0	
29	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30	1月上限額		0	0	0	21000	15000	0	0	21000	0	0	5010	21000	0	21000	0	0	0	21000	0	21000
31	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
32	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
33	食事療養費		1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

(注) ★ 富士見市、ふじみ野市、三芳町

子ども
障害
ひとり親
★ 松伏町
障害

窓口負担無し、食事療養費患者負担有り。専用の請求書(子ども医療費に関する診療報酬請求書)にて請求。カスタマイズをお願いします。※小・中学生は償還払いのようです。(平成24年10月より中学生まで窓口負担がなくなるようです)現在は保険番号181をご使用ください。
窓口負担無し、食事療養費患者負担有り。専用の請求書にて請求(重度心身障害者医療に関する診療報酬請求書)。カスタマイズをお願いします。現在は自費後期非課税世帯の場合に使用し、国保・社保で70歳未満は保険番号182、国保・社保で70歳未満非課税世帯は保険番号742、国保・社保で70-74歳、他県後期高齢者の場合は保険番号752、国保・社保で70-74歳、他県後期高齢者非課税世帯は保険番号762、自費後期高齢者は保険番号282をご使用ください。
システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(2)」タブの本人タブ「食事療養費」、「生活療養(食事)」の左側を「1」、「生活療養(環境)」の左側を「3」で設定してください。
【障害限度】 社保で限度額認定証を使用した場合、富士見市であり非課税世帯で食事療養標準負担額を助成する場合は専用の請求書にて請求。カスタマイズをお願いします。
【富士障70】 国保・社保で70歳未満の場合で非課税世帯にご使用ください。外来: 月上限21,000円、入院: 月上限21,000円の患者負担有り。食事療養費は助成対象ですが、環境療養費は患者負担です。
システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」、「食事負担金計算(入院)」の左側を「1」、「負担金計算(2)」タブの本人タブ「食事療養費」、「生活療養(食事)」の左側を「1」、「生活療養(環境)」の左側を「3」で設定してください。
【富士障75】 富士見市以外の後期高齢者、または国保・社保で70歳以上、の場合で非課税世帯にご使用ください。外来: 月上限8,000円、入院: 月上限15,000円の患者負担有り。食事療養費は助成対象ですが、環境療養費は患者負担です。
システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」、「食事負担金計算(入院)」の左側を「1」、「負担金計算(2)」タブの本人タブ「食事療養費」、「生活療養(食事)」の左側を「1」、「生活療養(環境)」の左側を「3」で設定してください。
市民税非課税世帯、中学までの児童は窓口負担無し(受給者証に免除の表示有り)。他は外来: 月1000円、入院: 月1200円の患者負担有り。食事療養費患者負担有り。専用の請求書(ひとり親家庭等医療に関する診療報酬請求書)にて請求。カスタマイズをお願いします。

【松障無】 窓口負担無し。食事療養費患者負担有り。松伏町国保、松伏町後期高齢者広域連合の場合はこちらになるようです。専用の請求書(重度心身障害者医療費請求書)にて請求。カスタマイズをお願いします。
【松障有】 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担が発生させない特殊処理を本体制で提供します。 上限額を超えたら全額償還払いになります。専用の請求書(重度心身障害者医療費請求書)にて請求。カスタマイズをお願いします。※食事療養費は自己負担です。
【松障土建本】 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担が発生させない特殊処理を本体制で提供します。 上限額を超えたら全額償還払いになります。土建国保組合の本人はこちらになるようです。
入院は全額窓口負担のようです。専用の請求書(重度心身障害者医療費請求書)にて請求。カスタマイズをお願いします。※食事療養費は自己負担です。
【松障土建家】 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担が発生させない特殊処理を本体制で提供します。 上限額を超えたら全額償還払いになります。土建国保組合の保険加入7ヶ月以降の家族はこちらになるようです。
入院は全額窓口負担のようです。専用の請求書(重度心身障害者医療費請求書)にて請求。カスタマイズをお願いします。※食事療養費は自己負担です。
【松障建設】 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担が発生させない特殊処理を本体制で提供します。 上限額を超えたら全額償還払いになります。建設国保組合で本人はこちらになるようです。
専用の請求書(重度心身障害者医療費請求書)にて請求。カスタマイズをお願いします。※食事療養費は自己負担です。

★ 滑川町(平成24年10月)
障害

窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担が発生させない特殊処理を本体制で提供します。 上限額を超えたら全額償還払いになります。※食事療養費標準負担額を助成します(生活療養費については助成対象外)。食事療養費も上限額を超えたら償還払いです。

但しで70歳未満で限度額認定証の提示がない場合、上限額を超えた分の患者負担あり。窓口会計時に当月累積負担金額が上限額(80100円+(総医療費-267000円)×1%)を超える場合、上限額を超えた分を患者負担とする特殊処理を本体制で提供します。
日レベル4.7はシステム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」にて「負担金計算(3)」タブの「限度額認定証提示が無い場合の特別計算」を設定を行う。※食事療養費標準負担額は助成対象外です
※後期高齢者、国保は保険番号782と同制度、社保で長期併用時、前期高齢者は保険番号362と同制度、社保70歳未満で限度額認定証を提示があった場合は保険番号782と同制度のようです。
こどもは保険番号181、ひとり親は後期高齢者・国保社保の前期高齢者は保険番号573、国保社保の70歳未満の場合は保険番号183と同制度のようです。

★ 飯能市
子ども

窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。※食事療養費も上限額を超えたら償還払いです。平成26年7月より対象年齢の変更(小学6年生まで対象)、レセプト請求となるようです。
システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」、「食事負担金計算(入院)」で1の設定が必要です。

国保、後期高齢者で特定の医療機関では専用の請求書での請求となるようです。カスタマイズをお願いします。社保等それら以外は償還払いとなるので、保険番号199をご使用ください。窓口負担無し、食事療養費については19歳までは全額助成、それ以外は2分の1の助成となるようですが、請求書請求の場合であっても食事療養費は現物給付ではない為、一旦窓口で支払い後日患者が請求することになります。※平成29年10月よりレセプト請求へ変更、他市国保、他県後期・社保の場合は保険番号182をご使用ください。
こどもは保険番号443、ひとり親は保険番号263と同制度のようです。

★ 入間市
障害

患者負担無。食事療養費は患者負担有り。窓口では一旦負担額を払い、自動償還の専用の請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。※平成27年4月より後期高齢者以外で70歳未満の場合、償還払いからレセプト請求へ変更(該当者は保険番号182をご使用ください。)
保険番号381と同制度のようです。
非課税者、小学3年生から中学3年生以上の方は「外来: 月1000円/入院: 月1200円」の患者負担があります。食事療養費は患者負担。レセプト請求ですが21000円を超える全額償還払いとなります。保険番号783と同制度のようです。
非課税者、小学3年生から中学3年生までは患者負担無。食事療養費は患者負担。レセプト請求ですが、月21000円を超える全額償還払いとなります。保険番号373と同制度のようです。
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金額計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側を「3」で設定が必要です。低所得には本体対応があり月上限額の設定があっても患者負担なし(月上限額0円)となります。

★ 日高市
障害
子ども
ひとり親

患者負担無し。食事療養費は中学生まで助成対象、以降は助成対象外。羽生市国保・後期高齢者はレセプト請求。それ以外の保険は前期高齢者は償還払いで、70歳未満は上限額未満はレセプト請求、超えたら償還払いです。
羽生市国保・後期高齢者で食事の助成がある場合は保険番号262、ない場合は保険番号782、それ以外で食事の助成がある場合は保険番号372、ない場合は保険番号182をご使用ください。前期高齢者は使用不要です。現在は自市国保・後期は保険番号282、他市国保・社保は保険番号182をご使用ください。
保険番号181と同制度のようです。
課税者は外来月1000円、入院月1200円の患者負担、非課税者は患者負担はありません。食事療養費は助成対象です。後期高齢者はレセプト請求。それ以外の保険は前期高齢者は償還払いで、70歳未満は上限額未満はレセプト請求、超えたら償還払いです。
月21000円を超える全額償還払いとなります。後期高齢者場合は保険番号263をご使用ください。それ以外の場合にご使用ください。前期高齢者は使用不要です。
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「レセプト(2)」タブの「設定と異なる記載(外来)」、「設定と異なる記載(入院)」の左側を「3」、「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金額計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側を「3」、「食事負担金計算(入院)」の左側を「1」で設定が必要です。
低所得には本体対応があり月上限額の設定があっても患者負担なし(月上限額0円)となります。

保険番号マスター (埼玉県11)

番号	設定項目名	制度名	伊奈町			長瀬町		白岡市	東京都		
			子ども	障害	ひとり親	障害	ひとり親	障害	マル都医療券	心身障害者	
1	保険番号		771	552	363	652	463	752	599	699	799
2	法別番号		81	82	83	82	83	82	82	80	80
3	短縮制度名		伊奈子	伊奈障	伊奈親	長瀬障	長瀬親	白岡障	マル都医療	都障負有	都障負無
4	保険公費種別区分		7	7	7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分		0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	受給者検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2
8	公費主保区分		3	3	3	3	3	3	3	3	3
9	年齢(開始-終了)		0-18	0-999	0-999	70-999	70-999	0-999	0-999	0-999	0-999
10	点数単価		10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	レセプト負担金額		1	1	1	1	1	1	2	2	2
12	レセプト請求(印刷)		0	0	3	0	0	0	3	3	3
13	レセプト記載		1	1	0	1	1	1	0	0	0
※	所得情報										
14	外来負担区分		1	1	1	1	1	1	1	1	2
15	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	0	10	0
16	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	1月院内上限額		21000	21000	21000	8000	8000	8000	10000	14000	0
21	1月院外上限額		21000	21000	21000	8000	8000	8000	10000	14000	0
22	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	薬剤負担		0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	入院負担区分		1	1	1	1	1	1	1	1	2
25	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	0	10	0
26	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	1	0
30	1月上限額		21000	21000	21000	8000	8000	15000	10000	57600	0
31	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費		1	1	1	1	1	1	1	1	1

(注) ★ 伊奈町(平成27年4月) 子ども

窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を越えたら全額償還払いになります。専用の請求書での請求です。カスタマイズをお願いします。

※食事療養費は負担額に関わらず償還払いです。平成31年4月より外来は保険番号181と同制度です。

システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」「医療費負担金計算(入院)」の左側を「1」、「負担金計算(2)」タブの本人タブ「食事療養」、「生活療養(食事)」、「生活療養(環境)」の左側を「2」で設定が必要です。

障害 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。食事療養費は1/2助成(環境療養費も1/2助成)。上限額を越えたら全額償還払いになります。

※食事療養費も上限額を超えたら償還払いです。上尾市(他市国保・社保)、八潮市(他市国保・社保)は同制度です。

システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」で左側を「1」、「食事負担金計算(入院)」の左側を「2」の設定が必要です。

ひとり親 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を越えたら全額償還払いになります。平成27年4月より償還払いから請求書請求へ変更。カスタマイズをお願いします。

※食事療養費は負担額に関わらず償還払いです。平成31年4月より外来は保険番号183と同制度です。

システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」で左側を「1」の設定が必要です。

★ 長瀬町

障害 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を越えたら全額償還払いになります。※食事療養費は負担額に関わらず患者負担です。現在は国保・後期高齢者は保険番号282、社保は保険番号182をご使用ください。

システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」で左側を「1」の設定が必要です。

ひとり親 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を越えたら全額償還払いになります。※食事療養費は負担額に関わらず患者負担です。

システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」で左側を「1」の設定が必要です。

★ 白岡市(平成28年1月)

障害 白岡市(国保社保70歳以上)の制度。社保国保で前期高齢者の場合に適用。後期高齢者は保険番号782、70歳未満は保険番号182と同制度のようです。窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。

上限額を越えたら全額償還払いになります。※食事療養費は負担額に関わらず患者負担です。秩父市(社保70歳以上)、桶川市(国保社保70歳以上)、北本市(国保社保70歳以上)、富士見市(国保社保70歳以上・他県後期 一般)も同制度です。

システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」で左側を「1」の設定が必要です。

★ 東京都

マル都医療券 「マル都医療」(東京都の公費です。通常他県の公費は償還払いですが、契約した医療機関は専用の請求書での請求となるようです。請求書はカスタマイズをお願いします。)

システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「設定額を助成する負担金計算(外来)」、「設定額を助成する負担金計算(入院)」で左側を「1」の設定が必要です。

障害 「都障負有」「都障負無」(東京都の公費です。通常他県の公費は償還払いですが、契約した医療機関は専用の請求書での請求となるようです。請求書はカスタマイズをお願いします。)*平成30年8月より月上限額の変更